

新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

（令和2年11月1日現在）

保護者の皆様には、日頃より施設における感染症対策と保育活動の両立に向けた取組にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

今後、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行も懸念されることから、あらためて以下の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

1. 保育所等の休園について

当該園の職員・在園児がPCR検査で陽性となった場合、施設内の消毒及び保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間（概ね1～3日間）臨時休園します。

2. 登園停止・登園自粛について

| 区 分 | 対 応 | |
|---------------------------------------|------|--------------------|
| 在園児がPCR検査で陽性となった場合 在園児が濃厚接触者となった場合 | 登園停止 | 保健所が指示する期間 |
| 在園児の保護者・同居家族が濃厚接触者となった場合 | 登園自粛 | 濃厚接触者の健康観察期間が終わるまで |
| 保護者の勤務先が感染症予防の観点から休業となった場合（自主休業を含む） | 登園自粛 | 休業期間中 |

※ 上記に該当し、欠席した場合の保育料は、日割り計算により減額します。

※ 園児やご家族について、「感染が確認された」あるいは「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。

3. 保育所等への登園の際の健康管理について

お子様及び保護者に発熱等の症状がある場合は、登園はしないで、家庭で様子を見てください。

なお、発熱の判断をする際には平熱に個人差があることに留意してください。

4. 感染者に対する偏見や差別の防止について

誰もが感染する可能性があります。新型コロナウイルス感染者に対する偏見や差別は、決して許されることではありません。

公的機関の提供する正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いいたします。